

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
シールドルーム定期保守	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 8 年 8 月 2 5 日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	陸上総隊司令部 情報部情報第 1 課	

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、シールドルーム定期保守に関する業務に適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

2 用語の定義

保守とは、シールド扉部等の機能の回復または危険の防止のために行う消耗部品の取替え等及び機能点検その他含むこれらに類する作業をいう。

3 役務履行期限

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

履行基準日：細部官側との調整による。

4 役務実施場所

陸上総隊司令部庁舎地下 2 階シールドルーム

5 立入許可の要件

- (1) 国籍等の制限
日本国籍を保有するものとする。
- (2) 立入申請
臨時立入申請を役務実施日の 2 週間前までに提出する。
臨時立入者名簿（部外者用）、表 1 による。

6 役務に関する要求

- (1) 一般的要求事項
シールド扉部の保守及び機能を確認するものとし、本役務実施期間は 2 日を基準とする。
- (2) 定期保守項目
定期保守項目一覧表、表 2 による。

7 安全管理

- (1) 実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
- (2) 受注者側の不注意によるシールド扉部等を損傷させた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。

8 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は厳禁とする。ただし、業務に際して立入の必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

9 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

10 担当者及び連絡先

- (1) 担当者
陸上総隊司令部情報部情報第1課 1尉 稲川 温子
- (2) 連絡先
048-460-1711（内線7265）

表1－臨時立入者名簿（部外者用）

会社名	職 名	氏 名	生年月日 (年齢)	現住所	電話番号

表 2－定期保守項目一覧表

連番	各部名称	細部機器名称	点検内容
1	シールド扉部	扉消耗部品の交換	ガスケット（1 m） RKS-0LH0010B-001×1 6 本 ガスケット（2 m） RKS-0LH0010B-002×1 6 本 電気グレモン錠×4 台
		扉エッジ部	無水エタノールにて清掃
		ガスケット部	接着状態の確認及び調整
		ハンドル、ローラー受け、ロッド、ドアクローザ、電気錠	金物のがたつき、緩み、回転速度、動作確認
		開閉カウンター	開閉カウンター数の確認
		扉枠・表層板	変形・傷・錆・腐食等の状態確認
		扉とシールドロープ	接触状態の確認及び調整
		インターロック制御盤 押し釦スイッチ、メロディホン	動作確認
		性能測定	NDS C 0012B に準拠した性能測定
2	特殊内装部	パネル	変形・傷・錆・腐食などの状態確認
		ハニカムフィルタ部 （ダクト接合部）	変形・傷・錆・埃付着状態目視確認
3	フィルタ部	フィルタ	取り付け状況の確認
		フィルタパネル	変形・傷・錆・腐食などの状態確認
		電気フィルタ	取付状態の確認（固定ボルト欠落、緩み）、 変形・傷・錆・腐食などの状態確認
		ガスケット	フィルタ接合状態の確認
		光貫通管	固定状況確認
4	監視装置部 （三菱電機製）	送信装置	機能点検
		受信装置	機能点検
		多重制御装置	機能点検
		監視制御装置	機能点検
		無停電電源装置	機能点検